

## GLU-No. 5 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウムに係る 食品健康影響評価について

### 1. 経緯

「GLU-No. 5 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム」については、平成 24 年 4 月 4 日付けで遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、平成 23 年に食品健康影響評価が終了した L-グルタミン酸ナトリウム生産菌 GLU-No.4 株を基に、L-グルタミン酸生産能力の向上を目的に L-グルタミン酸生合成関連遺伝子の導入及び L-グルタミン酸生合成関連遺伝子に欠失変異を導入して作成した GLU-No.5 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウムである。

なお、GLU-No.5 株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

### 3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、調味料として使用され、従来の L-グルタミン酸ナトリウムと利用目的や利用方法に関して相違はない。

### 4. 備考

申請者は、本申請品目については、

- ・食品添加物公定書規格を満たしていること
- ・既存の非有効成分の含有量の増加は認められず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないこと

から、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」の要件を満たしていると考えられている。